

大崎町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月

大崎町

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と大崎町行動計画	3
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	3
第1節 感染症危機を取り巻く状況	3
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要	3
第3節 感染症危機管理の体制	3
第2章 大崎町行動計画の作成と感染症危機対応	5
第1節 大崎町行動計画の作成	5
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	5
第3節 大崎町行動計画改定の目的	6
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	7
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	7
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	7
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	8
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
第2章 対策推進のための役割分担	12
第1節 国の役割	12
第2節 県の役割	12
第3節 大崎町の役割	12
第4節 医療機関等の役割	13
第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	16
第1節 大崎町行動計画における対策項目等	16
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	18
第1章 実施体制	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第3章 感染拡大防止	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	27

第3節 対応期	28
第4章 ワクチン	29
第1節 準備期	29
第2節 初動期	34
第3節 対応期	36
第5章 保健	41
第1節 対応期	41
第6章 物資	42
第1節 準備期	42
第2節 初動期・対応期	43
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	45
第3節 対応期	45
用語集	48
根拠法令・関連計画	53
別紙 各部の所掌事務	

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と大崎町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。2020年以降の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は世界的な大流行（パンデミック）を引き起こし、国際的な脅威となった。このような新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。パンデミックを予防するためには、「ワンヘルス」の考え方により、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務や特別の措置を定めたものである。特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、具体的に以下の3項目である。

1. 新型インフルエンザ等感染症：国民が免疫を獲得していないため、全国的かつ急速な感染拡大により生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
2. 指定感染症：既知の感染症のうち、病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速な感染拡大のおそれがあるもの。
3. 新感染症：人から人に伝染すると認められる未知の疾患で、その感染拡大により国民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの。

第3節 感染症危機管理の体制

感染症危機に的確に対応するため、国、県、町の各レベルにおいて重層的な管理体制を整備する。

1. 国の体制 内閣官房に設置された内閣感染症危機管理統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省を始めとする関係省庁との一体的な対応を確保する。科学

的知見については、国立健康危機管理研究機構（JIHS）から提供を受ける体制を整備する。

2. 県の体制 鹿児島県は、保健福祉部局を中心とし、危機管理部局を始めとする関係部局との一体的な対応を確保する。国から提供される科学的知見等に基づき、国や市町村、指定（地方）公共機関等と連携しながら対応できる体制を整備する。
3. 大崎町の体制 大崎町は、住民に最も近い行政単位として、自らの区域に係る対策を的確に実施する責務を有する。体制の詳細は、町の条例及び要綱に基づき以下のとおり整備する。
 - ・ 対策本部の設置：新型インフルエンザ等が町内に発生し、又は発生するおそれがある場合、町長を本部長とする「大崎町新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置し、事務を総括する。副本部長には副町長及び教育長を充てる。
 - ・ 組織構造と司令塔機能：本部の事務を補助する組織として「健康危機管理部」を置く。対策本部および健康危機管理部の庶務は、保健福祉課において処理する。全庁的な対応を確保するため、必要に応じて各課長等を部長とする「対策部」や、その下に「班」を編成する。
 - ・ 専門的知見の聴取：町行動計画の作成又は変更に当たっては、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
 - ・ 業務継続の確保：町職員の最大40%程度の欠勤を想定した「大崎町業務継続計画（BCP）」と連動し、非常時優先業務を最優先で実施する体制を構築する。
 - ・ 具体的リソースの活用：住民への予防接種や生活支援の拠点として、「大崎町中央公民館」「野方改善センター」、およびBCPで代替庁舎候補1位とされる「野方支所」等の町内施設を最大限活用する。

第2章 大崎町行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 大崎町行動計画の作成

(1) 政府行動計画の作成の経緯

国は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策について、2005年（平成17年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成して以来、数次の改定を行った。2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえ、2012年（平成24年）4月に特措法が制定され、2013年（平成25年）6月に政府行動計画が作成された。その後、新型コロナ対応での経験を踏まえ、2024年（令和6年）7月に政府行動計画が全面改定された。

(2) 県行動計画の作成の経緯

鹿児島県では、2005年（平成17年）12月に「鹿児島県新型インフルエンザ行動計画」を作成し、2012年（平成24年）3月に改定を行った。2013年（平成25年）の政府行動計画作成を受け、新たに「鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）」を作成した。その後、新型コロナ対応での経験及び政府行動計画の全面改定を踏まえ、2025年（令和7年）3月に県行動計画を全面改定した。

(3) 大崎町行動計画の作成

大崎町においても、特措法第8条の規定に基づき、2015年（平成27年）2月に「大崎町新型インフルエンザ等対策行動計画（町行動計画）」を作成した。その後、新型コロナ対応での経験及び政府・県行動計画の全面改定に伴い、2026年（令和8年）3月に町行動計画を全面改定した。本計画は、特定の感染症のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるように対策の選択肢を示すものである。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2020年（令和2年）1月に国内で最初の新型コロナ感染者が確認されて以降、特措法に基づく政府対策本部の設置や基本的対処方針の策定が行われ、国家の危機管理として対応が行われた。鹿児島県内においては2020年（令和2年）3月26日に初の感染者が確認され、県対策本部が設置された。

大崎町においては、2020年（令和2年）4月7日、国の緊急事態宣言の発出を受け、「大崎町新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「大崎町新型インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、直ちに「大崎町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、全庁体制による迅速な対応にあたった。その後、新型コ

コロナの感染症法上の位置付けが2023年（令和5年）5月8日より「5類感染症」へ変更されたことに伴い、町においても同日をもって対策本部を廃止した。

この3年超にわたる対応期間中、町内においては住民の生命と健康を守るため、以下の取組を重点的に推進した。

- ・円滑なワクチン接種の推進：大崎町中央公民館や野方改善センターを拠点とした集団接種を実施するとともに、町内医療機関との密接な連携により、きめ細かな個別接種体制を構築した。
- ・住民生活の安定支援：外出自粛を余儀なくされた自宅療養者等に対し、大崎町社会福祉協議会と連携した食料品等の配送支援を実施し、生活の不安解消に努めた。
- ・迅速な情報発信：広報紙やホームページに加え、防災行政無線や大崎町公式LINEを最大限に活用し、感染状況や接種予約に関する情報をリアルタイムで町民へ届けた。

これらの経験を通じて、感染症危機は住民の健康への直接的な脅威であると同時に、地域経済や社会活動の維持に対しても甚大な影響を及ぼすものであることが強く認識された。パンデミックという未曾有の事態に対しては、行政のみならず、国、県、町、関係団体、事業者、そして住民自身がそれぞれの役割を自覚し、地域一丸となって一体的な対応をとることの重要性が改めて浮き彫りとなった。

第3節 大崎町行動計画改定の目的

政府行動計画の改定において、新型コロナ対応の振り返りから「平時の備えの不足」「変化する状況への柔軟かつ機動的な対応」「情報発信」が主な課題として挙げられた。これらを踏まえ、次なる感染症危機において、感染拡大防止と社会経済活動のバランスがとれた「感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会」を目指すため、以下の3つの目標を実現することを目的として、町行動計画を全面改定する。

1. 感染症危機に対応できる平時からの体制作り：町職員の最大40%程度の欠勤を想定した業務継続計画（BCP）の整備や、訓練による対応能力の向上を図る。
2. 町民生活及び地域経済への影響の軽減：感染拡大を可能な限り抑制しつつ、地域社会への影響を最小化する。
3. 基本的人権の尊重：対策の実施に当たっては、自由と権利の制限を必要最小限のものとし、差別や偏見の防止に努める。

大崎町は、住民に最も近い行政単位として、ワクチンの接種や住民の生活支援、要配慮者への支援を的確に実施する責務を果たすため、本計画を運用する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

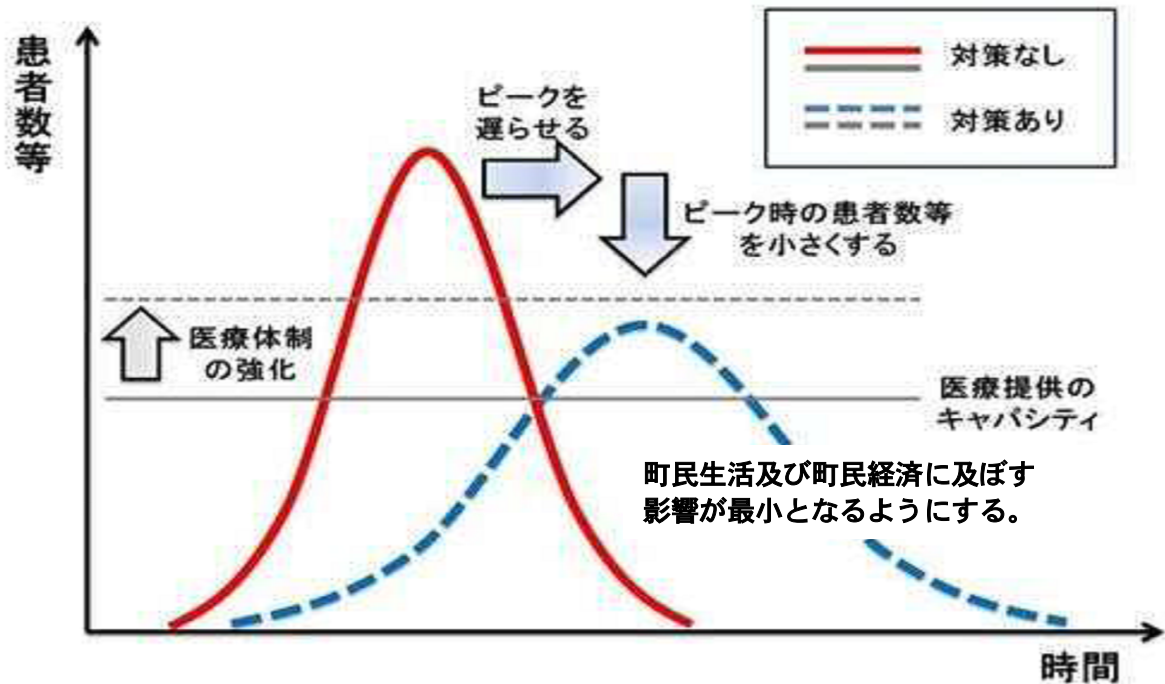
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国及び鹿児島県、そして本町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や、住民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、大崎町は次の2点を主たる目的として対策を講じる。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン接種等のための時間を確保する。
- ・流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民生活への影響を軽減する。
- ・町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・大崎町業務継続計画（BCP）の実施等により、住民生活の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：政府行動計画「まん延防止に関するガイドライン」

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験を踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは大きなリスクを伴う。本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。大崎町においても、国及び県が示す科学的知見、少子高齢化、医療提供体制等の社会状況を考慮し、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指す。

なお、対策の実施にあたっては、病原体の性状や流行状況を適時に評価し、町民の生命保護を最優先としつつ、限られたリソースを効果的に投入するための優先順位を柔軟に決定する。特に実働段階での混乱を避けるため、国や県の基本的対処方針を軸に、本町における優先事項を速やかに決定し、関係機関への周知徹底を図るものとする。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

国及び県においては、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、以下の①から④までの考え方を踏まえて有事のシナリオを想定しており、大崎町においても同様のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積、検査・医療体制の整備、ワクチン等の普及状況に合わせ、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化、及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化も織り込んだ想定とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、初動期及び対応期を、以下のように区分し有事のシナリオを想定する。

- ・ 初動期（A）：事態の探知から基本的対処方針の実行まで。感染拡大のスピードを抑え、準備を行う時間を確保するため迅速かつ柔軟に対応する。
- ・ 対応期（B）：封じ込めを念頭に対応する時期。病原体の性状が不明な中で、まずは封じ込めを目指す。
- ・ 対応期（C-1）：病原体の性状等に応じて対応する時期。確保された医療提供体制で対応できるレベルまで感染の波を抑制する措置を講ずる。
- ・ 対応期（C-2）：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期。科学的知見に基づき、対策を機動的に切り替える。
- ・ 対応期（D）：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示すとともに、柔軟な対応が可能となるよう具体的な対策内容の記載を行う。また、対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

大崎町、県、国及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、それぞれの行動計画等に基づき、相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。その際、本町においては特に次の点に留意する。

（1） 平時の備えの整理や拡充

以下の取組により、平時の備えを充実させ、訓練により迅速な初動体制を確立するとともに、情報共有の基盤となるDXの推進等を行う。

- ・ 対策の共有と準備：将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係部局・機関等で共有し、必要な準備を行う。
- ・ 初動体制の整備：未知の感染症の発生に備え、事務局を保健福祉課とする「大崎町新型インフルエンザ等対策本部」を速やかに立ち上げられるよう、情報収集・連絡体制を整備する。
- ・ 訓練と点検：集団接種会場（大崎町中央公民館、野方改善センター）の運営訓練に加え、個別接種を担う町内医療機関とも密接に連携し、平時からの体制を不断に点検・改善する。
- ・ DXの推進と関係機関との連携：業務負担軽減や情報共有の円滑化のため、システムの活用を図る。また、県による保健所へのIHEAT（感染症業務支援員）の派遣等、広域的な人的支援の仕組みを把握し、有事における保健所との円滑な連携体制を整備する。

（2） 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

町民生活への影響を最小限に抑えつつ、心身の健康を確保するため、以下の取組により、バランスのとれた対策の切替えを行う。

- ・ 科学的根拠に基づいた対応：国や県から提供されるリスク評価に基づき、町内の感染状況に合わせて適切なタイミングで対策を切り替える。
- ・ 状況の変化に基づく柔軟な運用：ワクチンの普及状況や医療提供体制の負荷を考慮し、機動的に措置内容を見直す。
- ・ 情報の多角的発信：対策の内容とその科学的根拠について、町の広報紙、防災行政無線、ホームページ、大崎町公式LINE等を活用して分かりやすく発信し、町民の理解と協力を得る。

（3） 基本的人権の尊重

対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、自由と権利の制限は必要最小限のものとする。

- ・差別・偏見の防止：感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や差別を防止するための啓発活動を徹底する。
- ・要配慮者への配慮：高齢者、障害者等の社会的弱者が孤立することのないよう、生活支援（食料品・生活必需品の提供等）を含めたきめ細やかな配慮を行う。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は危機管理のための制度であるが、病原性の程度やワクチンの有効性によっては、必ずしも常に強い制限措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

大崎町対策本部、県対策本部、近隣市町村（志布志市、曾於市、東串良町等）及び関係団体（曾於医師会等）が緊密に連携し、総合的に対策を推進する。

(6) 社会福祉施設等における対応

町内の高齢者施設や障害者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から施設管理者と検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

地震や津波等の自然災害が同時発生した場合に備え、「大崎町業務継続計画（BCP）」と連動させ、避難所における対策や、自宅療養者等への情報共有、野方支所等を含む避難支援体制を平時から整える。

(8) 記録の作成や保存

対策の実施に係る記録を適切に作成・保存し、公表する。

第2章 対策推進のための役割分担

第1節 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、国際協力の推進に努め、発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。発生前においては、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に行うとともに、定期的な訓練等により点検及び改善に努める。

また、閣僚会議等の枠組みを通じて政府一体となった取組を総合的に推進する。発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定し、専門家の意見を聴きつつ対策を強力に推進するとともに、国民や事業者等の理解と協力を得るため、情報の提供・共有を行う。

第2節 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保や感染拡大防止に關し的確な判断と対応を行う責務を有する。このため、平時において医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、保健所を設置する鹿児島市や、感染症指定医療機関等で構成される「県感染症対策連携協議会」等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。また、平時から関係者が一体となって、PDCAサイクルに基づき医療提供体制の整備や感染拡大防止策の改善を図る。

第3節 大崎町の役割

大崎町は、町民に最も近い行政単位であり、基本的対処方針に基づき、町民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、的確に対策を実施することが求められる。

(1) 実施体制の構築と事務局の役割

本町における対策の司令塔として、町長を本部長とする「大崎町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、全庁的な体制で対応にあたる。対策本部の庶

務（事務局）は保健福祉課が担い、関係部局間の調整や国・県・関係機関との連絡調整を密に行う。

（２） 地域連携の推進

対策の実施にあたっては、鹿児島県や近隣市町村（志布志市、曾於市、東串良町等）と緊密な連携を図る。特に医療提供体制やワクチン接種の構築においては、曾於医師会や町内の各医療機関と密に連携し、地域の実情に応じた実効性のある体制を整備する。

（３） 住民生活の安定と要配慮者への支援

感染拡大時においても住民生活を維持するため、大崎町業務継続計画（BCP）に基づき優先業務を継続するとともに、自宅療養者等への食料品等の生活支援（大崎町社会福祉協議会との連携）や、高齢者・障害者等の要配慮者へのきめ細かな支援を行う。

（４） 情報発信とリスクコミュニケーション

町民が適切に判断し行動できるよう、町の広報紙、ホームページ、大崎町公式LINE等を活用し、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に発信する。また、感染者や医療従事者等への差別・偏見の防止に向けた啓発活動を徹底する。

第４節 医療機関等の役割

大崎町、県、国及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。その際、各主体は以下の役割を担うものとする。

（１） 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

また、ワクチン接種においては、接種体制が構築できるよう、曾於医師会や町内医療機関は大崎町と密に連携する。あわせて、有事の際のマンパワー不足等により町内リソースのみでは対応が困難な事態に備え、近隣医師会及び近隣（町外）医療機関とも連携を図るものとする。

（２） 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（３） 登録事業者

特措法第 28 条に規定される特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（４） 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（５） 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、町の広報紙、ホームページ、大崎町公式 LINE 等を通じて、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 大崎町行動計画における対策項目等

(1) 町行動計画の主な対策項目

大崎町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと、及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。それぞれの対策の切替のタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を本計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ 感染拡大防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

本計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

対策項目ごとの基本理念と目標は、以下のとおりとする。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、発生前から、人材の確保・育成や訓練等を通じて対応能力を高め、発生時には、保健福祉課を事務局とする対策本部を中心に感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。このため、平時から感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備

を行い、発生時には町の広報紙、ホームページ、大崎町公式 LINE 等の多角的な手段により、迅速かつ正確な情報提供・共有を行う。

③ 感染拡大防止

感染拡大を可能な限り抑制し、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。必要に応じて感染拡大防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。町は、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進を行う。

④ ワクチン

ワクチンの接種は、感染や発症・重症化を防ぎ、患者数を減少させるなど、医療提供体制が対応可能な範囲内に収め、社会経済活動等への影響を最小限にとどめることにつながる。町は、平時から大崎町中央公民館や野方改善センター等での集団接種、および曾於医師会・町内医療機関との連携による個別接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。

⑤ 保健

県が新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所（志布志保健所）等は重要な役割を担っており、多数の患者が発生した場合には、業務負荷の急増が想定される。このため、町は、県が実施する健康観察、および自宅療養者等の患者に対する生活支援に協力する。

⑥ 物資

感染の急速な拡大により、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれるが、ワクチン接種等を円滑に実施し、町民の生命等への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から個人防護具や消毒薬等の感染症対策物資の備蓄・確保を推進する。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

感染の発生により、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、地域経済に大きな影響が及ぶ可能性があることから、平時から事業者や町民等に必要な準備（BCPの策定等）を行うことを勧奨する。発生時には、県や大崎町社会福祉協議会等と連携し、町民生活の安定の確保に必要な対策を行い、事業者や町民等は自ら事業継続や感染防止に努める。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国、県、大崎町、事業者等と相互に連携を図り、一体となって取組を推進することが重要である。そのため、大崎町は関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

政府行動計画、県行動計画及び本計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。特に、大崎町中央公民館や野方改善センターを使用した集団接種運営訓練や、曾於医師会等の関係機関と連携したシミュレーションを平時から行う。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 大崎町は、特措法第8条の規定に基づき、本計画を作成・変更する。本計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する学識経験者等の意見を聴く。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、「大崎町業務継続計画（BCP）」を不断に見直し、改定する。
- ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成・研修を計画的に行う。
- ④ 大崎町は、本計画及び業務継続計画（BCP）に基づく対策の準備・実施状況について、鹿児島県が定期的実施する計画の進捗確認（フォローアップ）等の照会に基づき報告を行い、県と連携して対策の進捗確認及び不断の見直し（PDCAサイクルの実施）に努める。

1-3. 国、県及び関係機関等の連携の強化

- ① 国、県、町、近隣市町村（志布志市、曾於市、東串良町等）及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 本町は、地域医療の要となる曾於医師会や町内の各医療機関と密接な連携体制を構築し、有事の役割分担について平時から協議・情報交換を行う。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、必要に応じて庁内各部局の主管課等を構成員とする対策本部の枠組みを活用した会議を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化して、初動期における対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、本町は、「大崎町新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「大崎町新型インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、直ちに「大崎町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。本部の庶務は保健福祉課が担い、関係部局間の連絡調整や情報収集を迅速に行う。
- ② 必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、全庁体制による人員体制の強化を図り、優先業務の遂行能力を確保する。その際、野方支所等の代替拠点の活用も考慮する。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国・県からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することも検討し、予備費の活用や補正予算の編成等、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、長期間にわたる対応を持続可能なものとするのが重要である。

感染状況や町民生活、地域経済の状況に応じて柔軟に体制を整備・見直し、可能な限り早期に少ない影響での感染症危機対応を目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等の感染拡大により、町の事務の全部又は大部分を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

国及び県からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行するなどして財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-1-3. 対策の実施に係る記録の作成及び保存

- ① 大崎町（対策本部事務局：保健福祉課）は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における対策の実施に係る記録（会議での決定事項、実施した具体的な措置、関係機関との調整内容等）を漏れなく作成する。
- ② 上記の記録は、今回の対応を検証し、将来の感染症危機管理に活用するため、町の文書管理規定等に基づき適切に保存・管理するとともに、町民等に対して速やかに公表する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

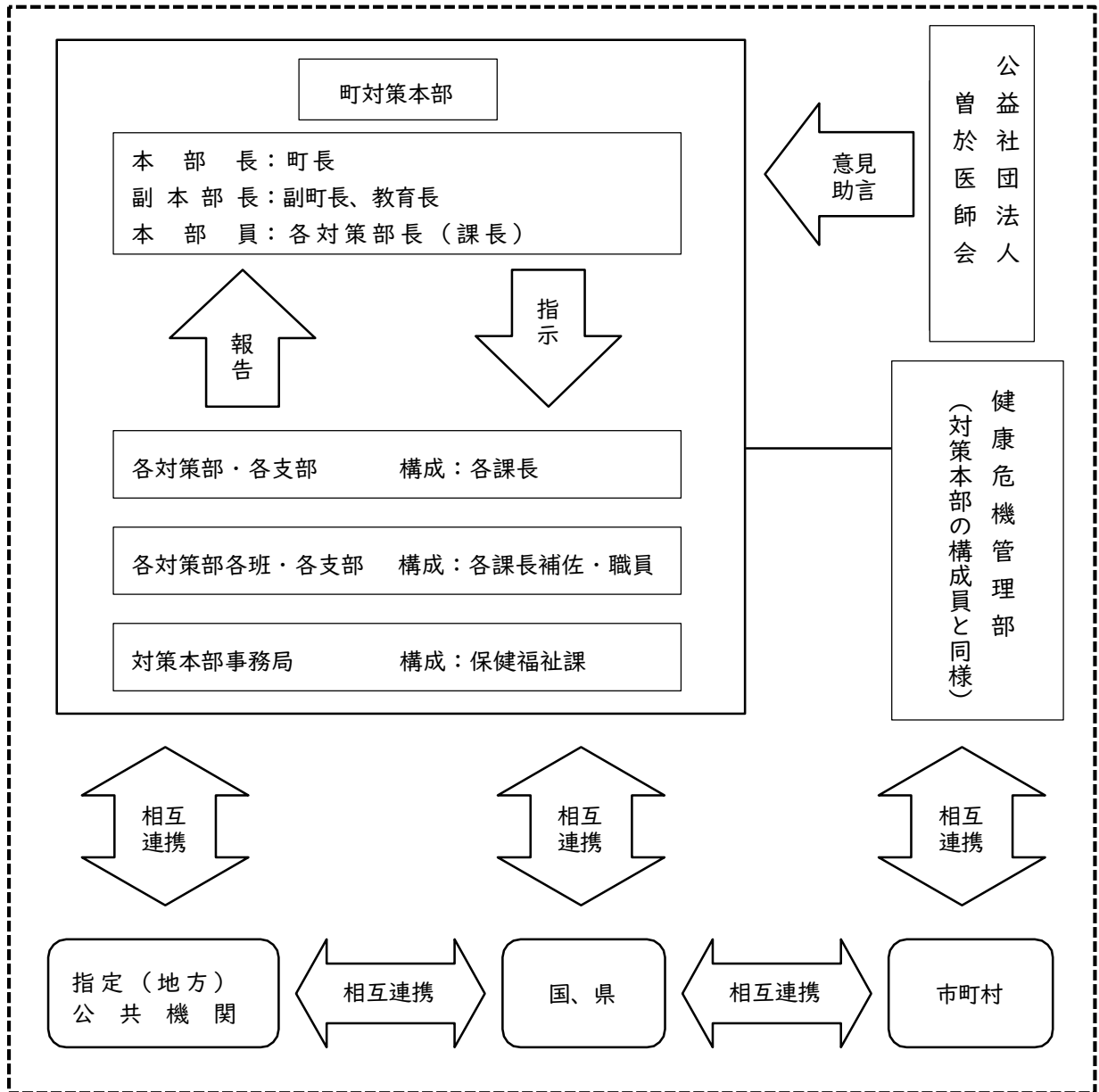
国により緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに「大崎町新型インフルエンザ等対策本部」を設置（継続）する。町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する。

【大崎町 実施体制図】



※各部の所掌事務は別紙に示す

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において対策を効果的に行うためには、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から町民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠に基づいて適切に判断・行動できるように、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

地域における町民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、本町の果たす役割は大きい。国が示す「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」を参考とするほか、県や他自治体の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

- ① 準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町の広報紙、ホームページ、大崎町公式LINE等による発信が有用な情報源として町民等から信頼されるよう努める。
- ② 手洗い、咳エチケット、換気等の基本的な感染対策や、家庭における食料品・衛生用品の備蓄（ローリングストック）について普及啓発を行う。
- ③ 感染者や医療従事者等に対する偏見・差別、誹謗中傷の防止に向けた啓発活動を平時から実施する。
- ④ 偽・誤情報（フェイクニュース）に惑わされないよう、情報の正確性を確認する方法について町民への周知を図る。
- ⑤ メッセージの発信にあたっては、大崎町の特産品やキャラクター、なじみのあるランドマーク等を活用することで、町民にとって分かりやすく行動変容につながりやすい工夫を行う。

1-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かい周知・広報や相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等への生活支援を行うこと（大崎町社会福祉協議会との連携等）が想定される。こうした事態に備え、有事において県から必要な情報の提供を円滑に受けられるよう、あらかじめ双方向の情報共有の在り方（事務局である保健福祉課と志布志保健所等との連絡体制等）を整理する。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町民の声や不安を的確に把握するため、公式 LINE のアンケート機能やホームページの問い合わせフォーム等を活用した広聴体制を整備する。
- ② 国や県からの要請を受けた場合に備え、町独自のコールセンター等の設置や運営体制について検討・準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるように、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、国や県と連携して、町の広報紙、ホームページ、大崎町公式 LINE 等を通じて迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し発信するなど、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

- ① 国や県が示す情報を参考とするほか、他自治体の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

- ② 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を本格的に強化し、町の広報紙、ホームページ、大崎町公式 LINE 等の多角的な媒体を駆使して、町民に対して必要な情報を迅速かつ一体的に提供する。
- ③ 個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染拡大防止に資する感染状況等の公表を適切に行う。その際、情報の公開が生活活動や偏見・差別等に及ぼす影響を考慮し、情報の解析方法や提供方法等の具体的な取り扱いについて、平時から初動期にかけてあらかじめ検討しておくものとする。
- ④ メッセージの発信にあたっては、冷静な対応を促すとともに、手洗い、咳エチケット、換気等の個人で取り得る感染防止策の徹底を改めて呼び掛ける。

2-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県（志布志保健所）への協力や、大崎町社会福祉協議会と連携した患者等への生活支援を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 国や県からの要請を受けた場合、町独自のコールセンター等を設置し、町民からの不安や疑問に直接応じる体制を構築する。
- ② 大崎町公式 LINE のアンケート機能や SNS の反応等を活用し、町民の関心事項や反応を的確に把握し、その結果を Q&A の作成や情報発信内容に反映させる。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないこと、およびそれらが感染症対策の妨げになることについて、町長メッセージの発信等により強く啓発する。
- ② SNS 等での偽・誤情報の拡散状況に注意を払い、必要に応じて正確な情報を繰り返し発信することで、情報の混乱によるパニックの防止に努める。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、「リスク低減のパートナー」として、適切な行動につながるよう促す。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるように、その時点で把握している正確な情報について、大崎町公式 LINE、ホームページ、広報紙等を活用し、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会全体の感染拡大防止に大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、対策の妨げにもなること等について継続して啓発する。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 町における情報提供・共有について

- ① 町における情報提供・共有にあたっては、国や県が示すガイドラインや方針を参考にしつつ、地域の実情（町内の発生動向や避難所の運営状況等）を踏まえた説明を行う。
- ② 準備期に整備したリスクコミュニケーション体制を本格的に強化し、大崎町公式 LINE、ホームページ、防災行政無線等の多角的な媒体を通じて、町民に対して必要な情報を迅速かつ一体的に提供する。

3-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションや相談受付を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県（志布志保健所）へ協力するとともに、大崎町社会福祉協議会と連携して自宅療養者等への生活支援（食料品や生活必需品の配布等）を行う。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの継続

- ① 国や県からの要請に基づき設置したコールセンター等を継続し、町民の不安や疑問に直接応じる体制を維持する。
- ② 大崎町公式 LINE のアンケート機能や SNS 等の反応をモニタリングし、町民の関心事項を的確に把握した上で、情報提供の内容や Q&A の更新に反映させる。

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別を防止するため、町長メッセージの発信等により、人権尊重と冷静な対応を継続して呼び掛ける。

- ② 科学的根拠に基づかない偽・誤情報の拡散状況に注意を払い、正確な情報を繰り返し発信することで、町民の不安解消に努める。

3-4. リスク評価等に基づく対策の変更に関する説明

病原体の性状が明らかになった段階や、ワクチン・治療薬の普及状況に応じた対策の切替え（封じ込めから感染拡大防止、あるいは特措法によらない基本的な感染対策への移行など）を行う際は、町民の理解と協力を得るため、変更の理由や科学的根拠を、保健福祉課から丁寧かつ分かりやすく説明する。

第3章 感染拡大防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、有事における感染拡大防止対策への協力を得るとともに、感染拡大防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・自らの感染が疑われる場合は、相談センター（志布志保健所等）に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、家庭における食料品・衛生用品の備蓄（ローリングストック）等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生期に、感染拡大防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保する。また、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内での感染拡大防止や感染拡大時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国内での感染拡大防止対策の準備

- ・国・県からの要請を受けた場合、「大崎町業務継続計画（BCP）」に基づき、最大40%程度の職員欠勤を想定した非常時優先業務への体制移行準備を行う。
- ・町内の感染状況や、国・県が示す基本的対処方針に基づき、外出自粛や催物の開催制限等に関する情報を迅速に町民へ周知する。

2-2. 情報発信の強化と連携

- ・大崎町公式LINE、ホームページ、防災行政無線、広報紙等の多角的な媒体を駆使し、正確な情報を迅速かつ一体的に提供する。

- ・住民に最も身近な行政主体として、志布志保健所と緊密に連携し、患者の健康観察や、大崎町社会福祉協議会と連携した自宅療養者等への生活支援（食料品・生活必需品の配布等）の準備・実施を行う。
- ・感染者や医療従事者等に対する偏見・差別、誹謗中傷を防止するため、町長メッセージの発信等により冷静な対応を強く啓発する。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、流行状況が収束するまで、長期間にわたる対応を持続可能なものとするのが重要である。感染状況や町民生活、地域経済の状況に応じて柔軟に対策を整備・見直し、可能な限り早期に、社会経済への影響が少ない形での感染症危機対応を目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 感染拡大防止対策と社会経済活動の維持の両立

- ・有事が長期化した場合に、活動制限のみを対策とすると、生活活動や地域経済、流通を停滞させて町民の生活が破綻するおそれがある。このため、自粛や制限を行いつつも、通常的生活活動や経済活動を可能な限り実施できるよう、実効性のある感染拡大防止策（業種別ガイドラインの遵守支援や、感染リスクの低い活動の維持等）を構築・継続し、町民や事業者の理解と協力を求める。
- ・病原体の性状の集積やワクチンの普及状況に合わせ、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策の内容を切り替える。

3-2. 住民支援の継続と事後対応

- ・志布志保健所等と連携した健康観察や、社会福祉協議会と連携した自宅療養者等への生活支援を、地域のニーズに応じて継続的に実施する。
- ・感染症の急性期回復後に、症状が遷延する住民（後遺症）に対し、県が整備する専門的な医療体制と連携しながら、町の相談・支援体制を構築し、生活面への影響を最小限に抑えるよう努める。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、ワクチンの接種体制に必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

大崎町は、国や県の提示する基準を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

その際、特に使用期限がある医薬品（アドレナリン製剤等）や医療機器については、町が独自に備蓄・管理することは困難であり、薬剤の廃棄ロスを招くおそれがある。このため、有事の際に医療機関側から必要な資材の貸与や提供を速やかに受けられる体制をあらかじめ定めておく。また、医療機関側での保管にあたっては、平時から新型インフルエンザ以外のワクチン接種等において資材を有効利用（回転備蓄）するなど、常に適正な品質の資材が確保されるよう医療機関との連携を図るものとする。

具体的な資材については、次の表1を参考とする。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

<p>【準備品】</p>	<p>【医師・看護師用物品】</p>
<p> <input type="checkbox"/>消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/>トレイ <input type="checkbox"/>体温計 <input type="checkbox"/>医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/>手指消毒剤 <input type="checkbox"/>救急用品 </p>	<p> <input type="checkbox"/>マスク <input type="checkbox"/>使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/>膿盆 <input type="checkbox"/>聴診器 <input type="checkbox"/>ペンライト </p>
<p> 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 </p>	<p> 【文房具類】 <input type="checkbox"/>ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/>日付印 <input type="checkbox"/>スタンプ台 <input type="checkbox"/>はさみ </p>
	<p> 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/>耐冷手袋等 </p>

資材の備蓄・確保にあたっては、使用推奨期限等に留意するとともに、災害対策基本法に基づき備蓄している物資や資材と相互に兼ねることを検討する。

1-2. ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握を行う。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、町内医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 曾於医師会等との連携

曾於医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討や訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる大崎町の職員等の地方公務員については、大崎町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施する。特定接種の対象となり得る地方公務員については、あらかじめ対象者を把握し、県を通じて厚生労働省へ人数を報告する。

また、医療の提供や国民生活の安定に寄与する業務を行う「登録事業者」の従事者も、特定接種の対象となる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、大崎町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

また、町内で接種体制を構築する登録事業者に対しては、医療従事者の確保に向けて町内医療機関等（曾於医師会等）の調整が得られるよう、必要な支援を行う。

1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）国等の協力を得ながら、区域内に居住する町民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

α 住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、曾於医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう、受付から健康観察までの流れを確認する訓練（シミュレーション）を平時から行う。

i 接種対象者数の推計（医学的ハイリスク者、妊婦、小児、高齢者等）

なお、妊婦や小児については、国の最新の科学的知見と専門学会の見解を踏まえて対応する。

ii 人員体制の確保 iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保及び運営方法の策定（大崎町中央公民館、野方改善センター等）

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、県及び近隣市町村や、曾於医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する住民への周知方法の策定

- b 医療従事者や高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

【表：住民接種対象者推計の考え方（例）】

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者 ※1	対象地域の人口の 30%	B	18 歳-65 歳未満の人口 × 30%
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E	
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人 ※2	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E+F+G)=H$

※1 「基礎疾患のある者 (B)」の割合 (30%) については、大崎町国民健康保険データ (KDB システム：令和7年度) における0歳~74歳の受診状況 (高血圧、糖尿病、虚血性心疾患、腎不全等の11疾患) に基づき算出

※2 成人の推計には、接種不可となった乳児の保護者等も含まれる。

- c 医療従事者の確保について、集団接種においては多くの医療従事者が必要であることから、曾於医師会や町内医療機関の協力を得てその確保を図り、個別接種・集団接種いずれの場合も、地域の関係機関との協力の下で接種体制が構築できるよう、事前に協議を行う。
- d 接種場所の確保について、大崎町中央公民館や野方改善センター等の各会場の対応可能人数を推計する。また、各会場において、受付、待合、問診、接種、経過観察、救急処置の各スペースの配置や、入口から出口までの動線に交差がなく滞留が起こらないよう配置を検討する。救急対応については、重篤な副反応に備え、救急処置用品の準備や搬送先医療機関との適切な連携体制を確保する。

(イ) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 速やかに接種できるよう、曾於医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、会場、時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy (ワクチン忌避・躊躇)」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が重要となっている。こうした状況を踏まえ、平時を含めた準備期において、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、大崎町公式 LINE やホームページを通じて町民が持つ疑問や不安に関する情報を収集し、必要に応じて Q & A を提供するなど、双方向的な取組を進める。

1-4-2. 町における対応

定期的予防接種の実施主体として、曾於医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。また、ワクチンの有効性・安全性、接種順位の考え方等の基本的な情報について、町の広報紙、ホームページ、大崎町公式 LINE 等を通じて町民の理解促進を図る。

1-4-3. 保健福祉課以外の部署との連携

保健福祉課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び他部署との連携・協力の強化に努める。特に児童生徒に対する予防接種については学校保健との連携が不可欠であるため、大崎町教育委員会や学校と連携し、就学時健康診断等の機会を利用して予防接種に関する情報の周知を行うなど、施策の推進に資する取組に努める。

1-5. DX の推進

- ① 本町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す標準仕様書に沿ってシステムの整備を行う。
- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に登録し、接種勧奨を行う際には、システムや大崎町公式 LINE を活用して町民のスマートフォン等

に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、デジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように、環境整備に取り組む。

第2節 初動期

(1) 目的

国は、準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、迅速なワクチンの研究開発・製造を行うほか、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へつなげることであり、大崎町及び県は接種体制の構築を進める。

(2) 所要の対応

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の構築

接種会場（大崎町中央公民館、野方改善センター等）や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2-2. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する本町は、曾於医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町内で接種体制を構築する登録事業者に対しては、医療従事者の確保に向けて曾於医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-2-3. 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、保健福祉課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署（総務課）も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種の円滑な推進を図るため、予防接種業務の主管である健康増進係（保健福祉課）が中心となり、関係部署と密に連携して全庁的な調整を行う。その際、パンデミックによる医療従事者や役場職員自身の罹患、および家庭事情による大幅な実働人数の減少をあらかじめ想定し、代替要員の確保と業務の継続性を担保する措置を講ずる。具体的には、平時から業務内容を精査し、医師が必須の業務と医師以外でも実施可能な業務を明確に切り分ける「タスク・シフティング（業務分担）」を実施するとともに、予診票の事前記入の徹底等により現場業務の簡素化を図り、限られた人的資源で最大限の接種能力を維持できる体制を構築する。また、介護福祉係や障害福祉係等からの施設情報の提供に基づき、健康増進係が効率的な接種日程を調整し、会場スタッフやコールセンター等の専門性を問わない業務については積極的に外部委託を活用することで、人的資源の最適化と業務負担の軽減を図るものとする。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、曾於医師会等の協力を得て、その確保を図る。具体的には、自治体単位での接種を基本とするが、町内の医療資源だけでは足りない医師、看護師、薬剤師等の医療従事者について、不足の際、協力を要請するものとし、その際の考え方として「タスク・シフティング（業務分担）」を徹底し、医師が「医学的判断（予診）」に専念できるよう、薬液の充填や接種後の経過観察については、看護師や事務職、薬剤師などが役割を分担するチーム構成を町として具体化したうえで、他機関へ実効性のある協力をお願いするものとする。
- ⑤ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、曾於医師会、近隣地方公共団体、町内医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、多人数への迅速な接種を可能とするため、システム等を活用し全国の医療機関との委託契約による広域的な接種に取り組むほか、医療従事者が不足し、国や県の判断により歯科医師や診療放射線技師等の接種への協力が認められた際の協力要請など、重層的な接種体制の整備についても、協議・確認する。また、必要に応じ、学校など公的な施設等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、曾於医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場(大崎町中央公民館、野方改善センター等)を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ⑧ 臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、地域の実情に合わせて必要な医療従事者数を算定する。具体的な医療従事者等の数の例としては、予診医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこととし、その他検温、受付、誘導等は事務職員等が担当する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、アナフィラキシー等の重篤な副反応に備え、血圧計、アドレナリン製剤等の救急処置用品を準備し、適切に管理する。また、実際に重篤な副反応が発生した場合に備え、あらかじめ会場内の役割を確認するとともに、県や消防機関(大隅曾於地区消防組合)と共有し、搬送先となる二次医療機関等を選定して適切な連携体制を確保する。
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、掲示板を掲げるなどの措置を講じ、廃棄物処理業者と収集の頻度や量について調整する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種会場の動線に交差がなく滞留が起こらないよう配慮する。また、被接種者が一定の間隔を取ることができる広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

国、県、大崎町は、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- ③ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県を中心に関係者に対する調査等を行って在庫状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

国が、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため特定接種の実施を決定した場合、国と連携し、具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる大崎町職員等及び登録事業者の従事者（医療従事者等）に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 接種状況等を踏まえ、集団接種会場（大崎町中央公民館、野方改善センター等）の追加や運営時間を適宜調整する。
- ③ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員（健康増進係ほか全庁的な応援職員）、接種に要する資材等を確保する。その際、必要人数を最小限に抑えつつ最大限の接種能力を維持するため、予診票の事前記入の徹底やマイナンバーカードを活用した国のシステム等を積極的に活用し、現場業務の簡素化に努め、問診から接種、経過観察までが停滞なくスムーズに進む工程を整備するものとする。
- ④ 発熱等の症状がある者は接種会場に赴かないよう、大崎町公式 LINE や掲示等により周知する。また、医学的ハイリスク者への接種は、予診及び情報提供をより慎重に行う。特に妊婦や小児への対応にあたっては、国の最新の科学的知見と専門学会の見解を踏まえ、一律的な判断を避けた医学的対応を行う。
- ⑤ 接種会場における感染拡大を防止するため、発熱等の症状がある者に加え、感染直後者、無症状病原体保有者、および濃厚接触者等の「接種不適合者」が会場に来訪しないよう、事前に具体的な判断基準（チェックリスト等）を大崎町公式 LINE や掲示等により周知し、事前のセルフチェックを徹底するものとする。また、集団接種会場の運営にあたっては、以下の感染対策を明文化し、徹底するものとする。
 - ・ 動線の分離：医学的ハイリスク者が、一般の被接種者と交差・滞留しないよう、待合から接種、経過観察に至るまでの動線を物理的に分離し、必要に応じて優先時間帯を設定する。

- ・ 会場環境の維持：会場内の換気基準を具体化し、二酸化炭素濃度測定器（CO2 センサー）を活用するなどして、常時または定期的な強制換気を実施するとともに、被接種者間の距離を十分に確保できる広い会場を選定する。
 - ・ 衛生管理と医学的配慮：会場内でのマスク着用および手指衛生を徹底する。あわせて、医学的ハイリスク者への予診および情報提供は、国の最新の知見と専門学会の見解を踏まえ、より慎重に行うものとし、特に妊婦や小児への対応にあたっては一律的な判断を避けた医学的対応を行う。
- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、曾於医師会等の関係団体と連携し、訪問接種等の体制を確保する。その際、施設入所者等への具体的な接種方法については、施設の嘱託医やかかりつけ医の判断を尊重するものとし、訪問接種等の実効性のある実施方法（資機材の運用、役割分担等）については、あらかじめ関係者間での協議により決定するものとする。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を維持し、国に対し、接種に関する状況報告を行う。
- ② 接種勧奨については、マイナポータルや大崎町公式 LINE 等を活用してスマートフォン等に通知する。デジタルの活用が困難な者に対しては、紙の接種券を発行する等により接種機会を確保する。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。その際、訪問接種等の具体的な実施方法については、施設嘱託医やかかりつけ医の判断を尊重しつつ、関係者間での協議により実効性のある手法を決定する。

3-2-2-5. 接種記録の管理及び事故発生時の対応

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、被接種者が自らの記録を閲覧できるよう、デジタル基盤を活用して接種記録の適切な管理を行う。あわせて、町は、ヒヤリハットや接種ミス等の事故が発生した際に、組織として迅速かつ適切な対応が取れるよう、以下の手順を明記し、遵守するものとする。

- ① 迅速な報告体制：現場責任者は、事故の判明後、直ちに町対策本部（保健福祉課）へ報告を行う。町は、事案の内容を速やかに鹿児島県へ報告し、国の制度に基づき副反応疑い報告等の必要な手続きを遅滞なく実施する。

- ② 最新知見に基づく迅速な対応：被接種者への対応にあたっては、現場医師による健康確認と応急処置を最優先とした上で、その後の対処については、国、県、および医師の指示に従い、国立健康危機管理研究機構（JIHS）等から提供される最新の科学的情報に基づき速やかに実施するものとする。
- ③ 組織的フォローアップ：町は、組織として被接種者及び保護者への誠実な説明と謝罪、その後の健康観察等に責任を持ってあたる。また、事案を分析し、個人情報に配慮した上で町内医療機関等と速やかに共有し、再発防止を徹底する。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は大崎町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が大崎町以外であっても、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村（大崎町）となる。
- ③ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 大崎町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が提供するワクチンの有効性・安全性等の情報を、町の広報紙、ホームページ、大崎町公式 LINE 等を通じて住民へ速やかに周知・共有する。
- ② パンデミック時には、新型インフルエンザ等対策の予防接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病の感染拡大が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、特定接種の対象となる従事者や事業者に対し、接種に必要な情報を適切に提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 大崎町は、住民接種の実施主体として、保健福祉課を中心に、住民からの基本的な相談に適切に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されることを踏まえて対応する。
 - ・ 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - ・ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ・ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - ・ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、それによる混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、住民への広報に当たっては、次の点に留意し、住民一人ひとりが適切に判断できるよう分かりやすい情報発信に努める。
 - ・ 接種の目的や優先順位の意義を分かりやすく伝える。
 - ・ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、科学的根拠に基づき分かりやすく伝える。
 - ・ 接種の時期や予約方法など、住民一人ひとりがどのように対応すべきかについて具体的に周知する。

第5章 保健

第1節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生し、鹿児島県（志布志保健所等）が実施する健康観察や生活支援等の業務負荷が急増した際、大崎町は県と連携・協力することで、町民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や流行状況を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 大崎町は、鹿児島県が実施する健康観察に協力する。
- ② 大崎町（保健福祉課 健康増進係）は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供に協力する。
- ③ パルスオキシメーター等の物品の支給について、県の要請に基づき、対象となる町民への配布や回収等の協力を行う。
- ④ 支援の実施にあたっては、大崎町社会福祉協議会等の関係団体とも必要に応じて連携し、情報の共有及び適切な役割分担を行う。
- ⑤ 住民への情報提供にあたっては、町の広報紙、ホームページ、大崎町公式LINE等を活用し、感染症の発生状況や保健所等への相談方法について分かりやすく周知する。
- ⑥ 健康観察や生活支援を効率的に行うため、国や県が整備するシステムの活用や、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務の効率化を検討する。

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症の急速な拡大により、マスクや消毒液等の感染症対策物資の需要が急増することが見込まれる。大崎町は、ワクチン接種や住民支援を円滑に実施し、町民の生命及び健康を保護するため、平時から計画的に物資の備蓄・確保を進める。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 大崎町は、本計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を計画的に備蓄し、定期的にその状況（在庫数、使用推奨期限等）を確認する。あわせて、鹿児島県が定期的に実施する計画の進捗確認（フォローアップ）等の照会に基づき、その備蓄状況について県へ報告を行うものとする。
- ② なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第4条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。これにより、平時から一般災害用と感染症対策用の物資を効率的に管理・活用する。
- ③ 備蓄すべき主な物資として、以下のものを想定する。
 - ・ 個人防護具（PPE）： 不織布製マスク、フェイスシールド（またはゴーグル）、使い捨て手袋（ニトリル等）。
 - ・ 衛生用品： 速乾性擦式手指消毒用アルコール、施設消毒用薬剤、清拭用資材（ペーパータオル等）。
 - ・ その他： 救急用品、非接触型体温計、パルスオキシメーター、広報用資材。
- ④ 町内の協定締結医療機関においては、県からの要請等に基づき、鹿児島県が定める備蓄基準等に準じて、平時から自ら2か月分以上の個人防護具（PPE）を計画的に備蓄するものとする。町は、県計画の「備蓄物資等の供給に関する相互協力」の規定に基づき、物資不足により診療継続が困難となるおそれがある場合には、県と医療機関を繋ぐパイプ役として緊密に連携するとともに、町が備蓄する物資及び資材を融通する等、相互に協力するよう努めるものとする。

1-2. 搬送従事者用の防護具の確保

消防機関（大隅曾於地区消防組合）は、県からの要請等に基づき、感染者と接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具（不織布製マスク、手袋、フェイスシールド等）の備蓄・整備を進める。

第2節 初動期・対応期

1-1. 物資の流通調整と生産要請

- ① 大崎町は、国や県からの情報に基づき、物資の需給状況を把握する。
- ② 特定の物資の需給がひっ迫し、町民生活に支障が生じる恐れがある場合は、国や県に対し、安定供給に向けた調整や、必要に応じた生産・供給の促進を要請する。

1-2. 緊急物資の輸送等

新型インフルエンザ等緊急事態において、物資が不足し、自ら調達することが困難な場合、大崎町は県を通じて国に対し、物資の売渡しや、運送事業者（指定公共機関等）による緊急輸送等の支援を要請する。

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延防止に関する措置により住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、登録事業者等は、有事において自らの事業を継続することにより、住民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行い、有事の安定確保のための体制を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

- ・ 対策の実施にあたり、関係機関や役場内部部署間での迅速な連携を図るため、必要な情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

- ・ 行政手続や支援金等の給付について、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、オンラインで完結する適切な仕組みを整備する。その際は、高齢者や外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くよう留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

- ・ 「大崎町業務継続計画（BCP）」に基づき、一般災害用と兼ねる形で、感染症対策に必要な食料品や生活必需品を計画的に備蓄する。
- ・ 町が行う備蓄は、行政機能を維持するため、対策本部の運営や現場業務に従事する職員等の活動維持に要するものを優先的に確保する。
- ・ 町民や事業者に対しても、家庭や職場での備蓄（ローリングストック等）を積極的に勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

- ・ 高齢者や障害者等の要配慮者への生活支援（見守り、食事の提供等）について、大崎町社会福祉協議会や自治会等と連携し、具体的な実施手順や連絡体制を平時から定めておく。

1-5. 火葬体制の構築

- ・火葬体制の構築 県の火葬体制を踏まえ、町内における火葬の適切な実施や調整が行えるよう、関係課（町民課等）との体制を整備する。

第2節 初動期

（1） 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民に事業継続のための感染対策等の準備を呼びかける。また、発生した場合には速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済の安定を確保する。

（2） 所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

- ・火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保や資機材の準備を行う。

第3節 対応期

（1） 目的

準備期での対応を基に、住民及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、感染症拡大防止措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び地域経済の安定を確保することを目指す。

（2） 所要の対応

3-1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

- ① 外出自粛等に伴う心身への影響を考慮し、保健福祉課を中心に、メンタルヘルス対策や孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等の相談支援を実施する。
- ② 感染症の急性期回復後に、症状が遷延する住民（後遺症）に対し、県が整備する専門的な医療体制と連携しながら、町の相談・支援体制を構築し、生活面への影響を最小限に抑えるよう努める。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

- ・大崎町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。その際、大崎町社会福祉協議会や曾於医師会等の関係団体と緊密に連携し、要配慮者の心身の状況や家庭環境に応じた実効性のある支援体制を確保する。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

- ・大崎町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。その際、教育委員会（管理課）は、ICTを最大限に活用したオンライン学習の提供や、家庭学習におけるきめ細かな支援など、学びを止めないための実効性のある措置を講ずる。
また、有事下で自然災害が発生し、学校が避難所となる場合においても、「大崎町地域防災計画」等と連動し、児童生徒の安全確保と教育環境の維持に努める。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 大崎町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 大崎町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 大崎町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 大崎町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 大崎町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 大崎町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 大崎町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 大崎町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施

設等を直ちに確保する。

- ⑤ あわせて、大崎町は遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において、埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、大崎町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

- ・ 経営に影響を受けた町内事業者に対し、国や県と連携して、融資や協力金等の財政的支援を公平性・効果的に実施する。

3-2-2. 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・ 水道事業者である町（水道課）は、緊急事態下においても水の安定的かつ適切な供給を維持するため、必要な措置を講ずる。

用語	内容
I H E A T (アイヒート)	感染拡大期など、健康危機が発生した際に、保健所の業務を支援する医師や看護師などの専門職チーム。
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき県が定めた医療提供体制の確保を図る計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結された協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速に感染拡大し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品(薬機法第 2 第 1 項に規定する医薬品)医療機器(同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が怒らない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な感染拡大により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が措置法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居室等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等が当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処 計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協 定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機 管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等

	の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速な感染拡大のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速な感染拡大により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者
積極的疫学調査	感染症の広がりを防ぐため、保健所が感染者の行動歴を調べたり、濃厚接触者を特定したりして、感染源や感染経路を明らかにすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	インターネットやデジタル技術を活用して、行政手続をオンライン化したり、情報のやりとりを効率化したりすること
地方衛生研究所	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。 鹿児島県においては、県環境保健センターが該当する。
地方衛生研究所等	鹿児島県においては、県環境保健センター及び鹿児島市保健環境試験所が該当する。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特別措置法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等の感染拡大を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず、精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の

	多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性の高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
PPE (個人防護具)	マスク、ガウン、手袋、ゴーグルなど、ウイルスから身を守るための装備のこと
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等感染拡大防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に所属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生の状況を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する県及び鹿児島市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

根拠法令・関連計画

1. 法令等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・ 大崎町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 26 年大崎町条例第 16 号）

2. 計画・ガイドライン（国・県）

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（令和 6 年 8 月）
- ・ 鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 7 年 3 月改定）
- ・ 鹿児島県感染症予防計画（令和 6 年 3 月策定）

3. 町関連計画・手引き

- ・ 大崎町業務継続計画（BCP）（令和 7 年 5 月）
- ・ 市町村行動計画作成の手引き（内閣感染症危機管理統括庁、令和 6 年 12 月）
- ・ 大崎町新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援マニュアル
- ・ 大崎町ワクチン集団接種会場設置・運営マニュアル